

新地方公会計推進研究会 説明資料（我孫子市）

1. 我孫子市の連結対象となる会計について

※資料 2 「連結対象となる会計」 参照

2. 地方独法・公営企業との連結財務書類作成に係る作業行程

（連結先である地方独法・公営企業との作業分担、数値の把握方法など）

① 作成スケジュール等について

全体としての作成スケジュールは以下のとおりです。

7月下旬 公営企業決算統計数値確定

7月末頃 財務書類作成研修に参加

8月～12月 配布されたワークシートを利用した作表作業（担当課）
一部事務組合等については10月中を目途に作成依頼

11月～1月 回答内容確認、修正作業

1月中 取引調査表の調整・相殺消去の整理

1月～3月 連結表の作成・整合性チェック・分析作業

※資料 3 「連結財務書類作成スケジュール」 参照

個別の会計における作業実態について、下水道事業（法非適）を例として挙げますと以下のとおりです（研修で配布されたワークシートを利用して作成）。

【下水道事業（法非適）個別作業】

8月上～中旬頃 公営企業決算状況調査の数値を転記。未収金、長期延滞債権などに係る資料を集める。

※（8月下旬～11月中旬頃までは、他の業務のため作業を中断）

11月中～下旬 引き続き資料を収集・整理し、未収金、長期延滞債権及び回収不能見込額を算出する。その他個別に把握が必要な数値について調査し、完成させる。

なお、工数についてご質問をいただいておりますが、当市では明確な工数管理は行っておりません。また、職員は専任ではなく、基本的に他の業務と並行して作成にあたりますので、概ね以下のとおりとなります。

- ・各会計個表作成（担当課） : 1～2人月程度
- ・各会計内容確認・修正（財政課） : 1人月程度
- ・連結作業（相殺消去含め） : 1～2人月程度

また、法非適用の公営企業会計における有形固定資産算定のための作業量についてですが、当市では上記ワークシートを活用して集計しているため、2日程度の作業で算定完了します。

ただし、これは総務省で提供している過年度決算データをエクセル表で使用できるよう加工し、上記ワークシートを利用した場合の話で、公営企業決算状況調査表（昭和47年度～）から手作業で拾う、あるいは総務省データを利用するにしても独自に積み上げや減価償却計算を行うとなると、特に初年度はかなりの作業負担が発生するものと思われます。

なお、現在は決算データの集計により算定していますが、開発行為により寄附された管渠については含まれていません。この資産評価については資料がほとんどなく、今後の課題となっています。

② 公営企業との作業分担、数値の把握方法について

基本的には以下の分担により作成します。

- ・ 個表作成（取引調査表含む） : 各会計担当者
- ・ 個表の内容確認、修正、補完 : 財政課
- ・ 連結作業、分析 : 財政課

個表作表（組替）については公営企業担当者に依頼しますが、担当者の方で行き詰ってしまった場合（純資産残高不一致、資金収支不一致など）には財政課で補完・修正します。

個表の数値については、決算書類など根拠資料の提供を受け、財政課でチェック作業を行っています。なお、一部事務組合については、他の構成団体にも影響が及ぶため、最低限のチェック（前年度との整合性や4表間の整合性など）とその調整のみにとどめ、原則的に提供数値を用いて連結しています（正確性は当市と同等水準であるとみなして連結しています）。

③ 連結グループ内取引数値の把握方法

グループ内での取引については、各会計担当者から取引調査表の提供を受け、それぞれの把握数値に不整合が生じた場合には財政課で調査・調整を行います。

出納整理期間中における現金の受払等による差異は、支払済みであるこ

とを確認し、年度末までに支払ったものとして数値の調整を行います。

また、税込処理と税抜き処理の違いによる相殺消去の方法については、例えば「税抜きの金額を以って相殺する」などといった統一的なルールは今のところ定めていません。当市では概ね以下の考え方によって相殺消去の処理を行っています。

- (a) 会計間の100万円以上の取引について相殺消去の対象とする。
- (b) 水道料金等、恣意性が介入しない会計間の取引は相殺消去の対象に含めない。
- (c) 普通会計とそれ以外の会計との取引において把握数値に差異が生じた場合は普通会計の把握数値に合わせる。ただし、一部事務組合における按分数値は他の構成団体との整合を考慮し一部事務組合数値に合わせる。
- (d) 普通会計以外の会計間の取引において把握数値に差異が生じた場合は額の小さい方に合わせる。

これにより、結果的に平成21年度決算の財務書類において税込に合わせた事例と税抜きに合わせた事例が両方発生しています。なお、(c)や(d)の処理は差異の原因が判明しても一致させることが出来ない事項にのみ用いるもので、原因を特定せず機械的に適用するものではありません。

実例については資料4「相殺消去 会計間不突合時の処理実例」をご覧ください(全5件)。不突号が生じやすい科目としては一部事務組合に係る負担金や、法適用公営企業に係る使用料や委託料(消費税の取扱による差異)が挙げられます。

3. 地方独法・公営企業との連結財務書類を作成するにあたっての工夫点、課題点

① 工夫点について

工夫点としてですが、財政課担当者の異動に備え、平成20年度、平成21年度の作表経験を基に内部用の作成手順書について整備を進めています。現段階では、まだ粗い部分もあり「読めば作成出来る」とまで言えない内容ですが、担当者が迷わずに財務書類を作成出来るような手順書を整備する必要があると考えています。

また、作成手順書に付随して、作成においてよくある間違いをまとめた資料についても作成中です。今はまだ不十分な内容ですが、修正作業をより効率化するため今後も随時更新していく予定です。

なお、チェック体制についてご質問をいただいておりますが、庁内でのチェックは作成担当者2名による相互チェックを行っています。第三者としては監査法人によるチェック（主に表間突号、異常な増減の有無など）を受けています。監査委員事務局によるチェック作業については今のところ考えていません。

② 課題点について

公営企業との連結については現在概ね上手くいっていますが、敢えて課題点として挙げるなら、作成ノウハウの継承が考えられます。これについては、各担当においても手順書を作成するなど、知識の伝達に努めていただくほかないと考えています。

③ 一部事務組合や広域連合の財務書類の入手方法・時期・苦慮した点

一部事務組合等の財務書類については、例年8月の中旬に作成を依頼し、10月中旬頃までを目途に提供していただいております。

連結財務書類の作成に取り組み始めた当初（平成20年度決算分）は、団体によって対応に温度差があり、ある団体からは「決算書類を送付するので貴団体で作成をお願いしたい」との回答があったため、対応に苦慮しました。

なお、平成21年度決算分についてはいずれの団体からもご提供いただくことが出来ました。

④ 法適用の公営企業会計の読替えに苦慮した点、特にキャッシュ・フロー計算書をどのように作成したか

連結財務書類については、財務書類作成研修で配布されたワークシートを基に作成を行っていますが、それでも水道事業会計（法適用）については、資金収支計算書の資金収支差額を貸借対照表での資金残高の差額と一致させることが難しい場合があり、原因究明・修正に時間を要することがあります。

こうした差額不一致の対処として、基本的には貸借対照表数値の増減で資金の増減に影響するもの（特に流動資産や流動負債の増減）や行政コスト計算書数値のうち資金の増減を伴うものなどが資金収支計算書に適切に反映されているか、二重に計上している項目はないか、ということを中心に確認を行い修正箇所を特定しています。

なお、平成21年度分作成時の具体的な事例では、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の収入と支出をそれぞれ合計し、水道事業決算

書類の資本的収支明細書における資本的収入の合計、資本的支出の合計とそれぞれ突合するかを確認することにより修正箇所を発見することが出来ました。

4. 公会計情報の分析・活用実態（連結財務書類活用のための工夫や課題）

① 公会計情報の分析・活用について

当市では、作成した財務書類を基に「我孫子市財務書類分析報告書」（資料5）を作成し、ホームページで公表していますが、現段階では、経年比較や連単倍率による現状分析を行うに留まっている状態で、具体的な活用（政策提案）までは至っていません。

連結財務書類については、未整備な団体（あるいは公表時期が遅い団体）が多いことや、地方公共団体によって連結対象となる会計の数や種類が一定でないことなどから他団体との比較がしづらく、連結財務書類そのものから何らかの方向性（政策として何を実施すべきか）を見出すことが難しい状況です。予算や施策等への反映につなげる方策を考えることがまさに当市の課題となっています。

なお、議会への報告方法や議会での活用についてですが、議員に対しては、上記の分析報告書を郵送していますが、あくまで現状の報告としてのものとなっています。また、決算監査の時期までに作成が間に合わないこともあり、監査委員に対しては特に報告をしていません。

また、連結財務書類に対する首長や議員からの指摘や質問についてですが、活用の仕方を検討・提案するよう要請があるものの、具体的な内容に関する指摘等はありません。市民の方からの質問は普通会計財務書類に関するもの（各項目に含まれている内容の確認など）のみとなっています。

② 事業（政策）別・施設別連結財務書類の作成について

公会計情報活用の方策として、当市においても事業別・施設別の財務書類については今後取り組むべき課題であると認識していますが、普通会計、連結共にまだ作成には着手していません。

当市では、財産管理の精度を高めるため、平成21年度から平成22年度にかけて固定資産台帳システムを整備し、平成24年夏頃には平成23年度末時点のデータが利用可能になる予定です。これによって公共資産の額を電子データを用いて集計できるようになるため、これを基に普通会計において事業別・施設別財務書類の作成に取り組んでいくことを検討しています。

普通会計での事業別・施設別財務書類を整備したのち、連結での事業別・施設別財務書類についても取り組むたいと考えています。

なお、財産管理の精度を高める上で問題となる点についてご質問をいただいておりますが、懸念事項としては、システム整備後、施設修繕などによる資産価値の増減をどのように把握し反映させていくかについてまだ手順を確定できていないことが挙げられます。

5. その他

① 連結予算書(仮称)を作成する場合の課題について

「連結予算書(仮称)」がどのようなものかにも拠りますが、例えば市の一般会計の科目構成を基に現金主義ベースで合算・相殺消去するだけであれば作成可能と思われます。ただしこの場合、科目をどの程度まで細かく表示するのか(款・項・目・節・細節など)によって読替の作業負担が変わってきます(特に法適用事業など)ので、表示科目の設定が論点になると考えます。

一方、発生主義的に収益的収支と資本的収支に振り分けた予算を連結開示する、あるいは新地方公会計制度に準拠した予定貸借対照表などを作成する場合についてです。これらの場合についても、予算を基にした読替・作成ルールを設定し、債権・債務の増減(未収金等)は前年度の実績を基に推計するといった対応により、精度を別にすればある程度は対応可能であると思われます。しかし、法適用事業会計などはもちろん、現金主義ベースでしか予算書等を作成していない各会計では、決算時と同等の作業負担が発生するものと予想されますので、実際に作成した結果得られる情報がどれだけ有用なのかを十分に検証する必要があると考えます。

② 公営企業会計基準の見直し(みなし償却制度の廃止)への対応について

当市で現在法適用となっている公営企業は水道事業会計が該当しますが、平成25年度には今回の見直しにかかるシステムの改修を計画しており、その中で対応する予定です。また、平成22年度決算においてみなし償却の対象となる案件は1件のみとなっており、手作業でも反映出来るため、システム改修を待たずに計上方法を変更することも可能であると考えています。

③ 会社法法人のキャッシュ・フロー計算書(間接法)から直接法へと変換する際の手続について

当市の連結対象に会社法法人がないため変換作業についてはご説明できません。

④ 連結内訳表「相殺消去等」欄にプラスの値が入っている科目について

新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引（平成23年3月改訂）【総論編（共通事項）】（総務省）のP4（3）に記載のあるとおり、新地方公会計モデルでは、連結対象団体の財務書類を普通会計の財務書類に揃えるため、必要な読替及び所要の連結修正を行うこととされています。この「連結修正」による計上数値の増減は、原則として連結内訳表の「相殺消去等」欄に記載することとされているため、会計間の取引等による相殺消去以外の数値も当該欄に計上されますのでプラスの値が入ることがあります。

なお、例としてお示しいただいた項目でプラスが発生しているのは、水道事業における借入資本金（資本の部）を公営事業地方債（負債の部）に振り替えるための修正と、水道事業会計の決算書類では従来計上していない賞与引当金を新地方公会計モデルに合わせて計上するための修正を行ったことによります。

※資料6「(水道事業) 連結貸借対照表内訳表」参照